

福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金

交付申請の手引き

第5版：2019年4月1日

■「リノベーション推進事業」に関するお問い合わせ

福岡県 建築都市部 住宅計画課 住環境整備係

福岡市博多区東公園7-7（県庁7階 南棟）

TEL 092-643-3734

FAX 092-643-3737

福岡県

「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付申請の手引き」

福岡県内で、若年世帯・子育て世帯が行う既存住宅の子育て仕様へのリノベーション工事や親世帯と子世帯が近居・同居を行うためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助します。

この手引きは、「福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」といいます。）に基づき実施する補助金交付の手続き等について、まとめたものです。

◇事業期間は、２０１６年度から２０２１年度までの予定です。

目 次

- 1 補助制度の概要
- 2 補助金受付申請から交付までの流れ
- 3 申請書類等の確認表・チェックシート
- 4 他の支援制度
- 5 住宅リフォームの減税制度
- 6 問い合わせ窓口

※ 「要綱」「様式」は、次のホームページに掲載されています。

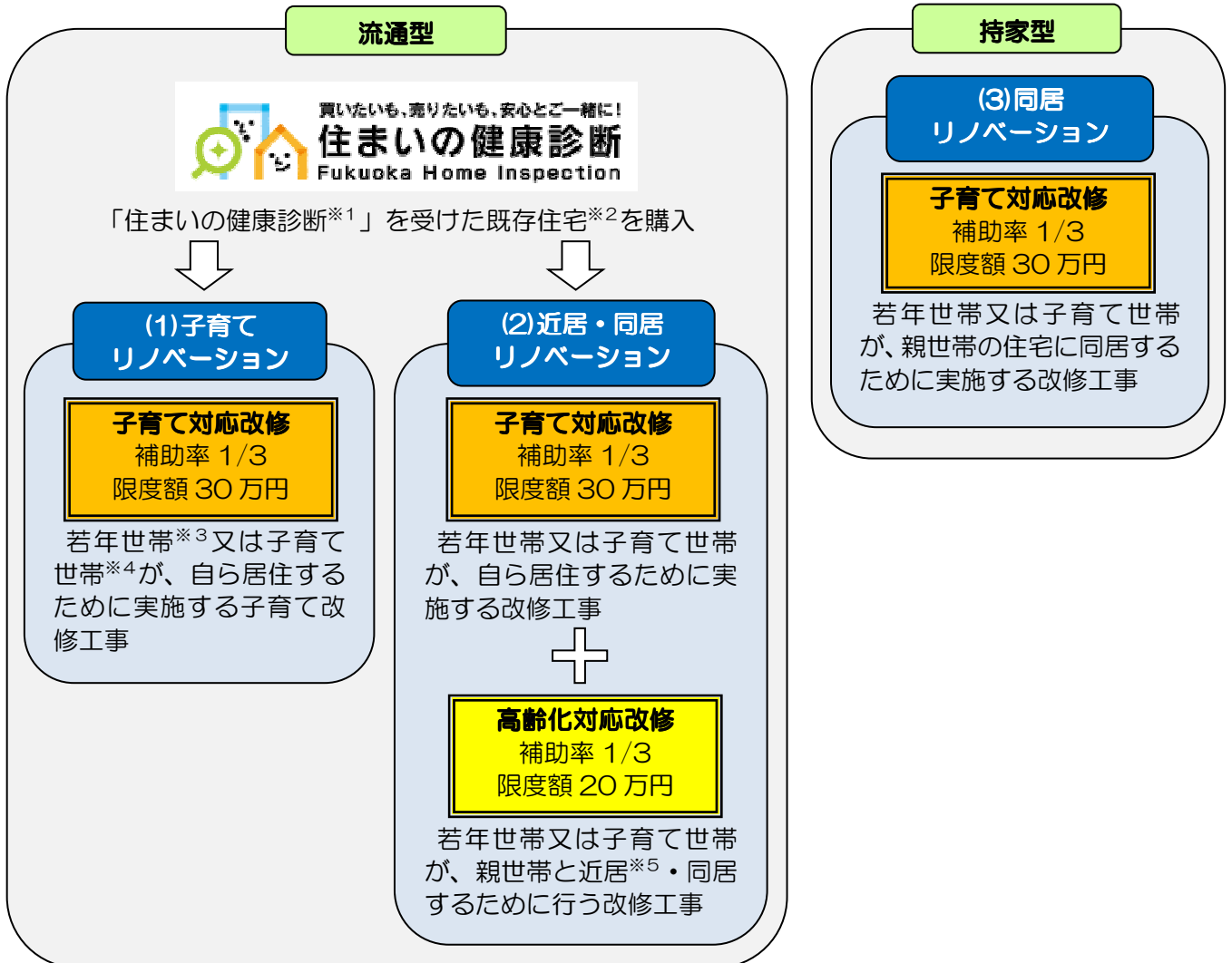
一般財団法人福岡県建築住宅センター

<http://www.fkjc.or.jp/kikaku/renove/hojo.html>

1 補助制度の概要

①事業概要

若年世帯・子育て世帯が行う既存住宅の子育て仕様へのリノベーション工事や親世帯と子世帯が近居・同居を行うためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助します。



※1 住まいの健康診断

住宅市場活性化協議会に認められた事業者が行う既存住宅状況調査

〔住宅市場活性化協議会：ストック重視・市場重視の観点から、官民が連携し、既存住宅市場・リフォーム市場の活性化を図ることを目的に設立された協議会〕

※2 既存住宅

既に人の居住の用に供した住宅又は建設工事の完了した日から起算して1年を経過した住宅

※3 若年世帯

配偶者（婚姻の予約者等を含む）との年齢の合計が80歳以下である世帯

※4 子育て世帯

同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯

※5 近居

若年世帯又は子育て世帯が、親世帯の居住地と同一の市町村又は15km（直線距離）の範囲内に居住すること

②補助対象住宅

- 県が認める住宅支援策（※1）を実施する市町村内に存する既存住宅
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない既存住宅
- 耐震性を有する（※1）、又は、リノベーション工事完了後に耐震性を有すること【2019年度からの要件】
- 同居を行う場合は、床面積 100㎡以上、又は、リノベーション工事完了後に 100㎡以上であること【2019年からの要件】

※1 住宅支援策の例

- 住宅の質の維持・向上を促進する「住宅改修費補助」
- 既存住宅取得を促進する「住宅取得奨励金」
- 既存住宅の売買の促進に繋がる「空き家バンク」 など

※2 耐震性を有する

新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準をいう。）に適合、又は、耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）に適合しているものをいう。

③補助対象者

補助の区分に応じて以下のとおりです。

（1）流通型子育てリノベーション

自ら居住するために、診断済み既存住宅を売買により購入し、補助対象工事を実施する若年世帯又は子育て世帯の世帯主

（2）流通型近居・同居リノベーション

近居又は同居を行うために、診断済み既存住宅を売買により購入（若年世帯又は子育て世帯が居住する住宅に限る。）し、補助対象工事を実施する若年世帯、子育て世帯又は親世帯の世帯主

（3）持家型同居リノベーション

同居を行うために、親世帯が所有する既存住宅に対し、補助対象工事を実施する若年世帯、子育て世帯又は親世帯の世帯主

なお、以下に該当する方は、対象外です。（交付申請受付後、内容確認のため、福岡県警本部に照会を行います。）

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

④補助対象工事

次に掲げるすべてを満たす工事が補助対象になります。

- 1) 既存住宅について行う性能等向上改修工事（※1）のうち、子育て対応改修である。
- 2) 県内事業者（※2）と工事の請負契約を締結して行われる工事である。

3) 補助対象工事に要する費用が30万円以上の工事である。

4) 補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、知事に完了実績報告ができる工事である。

なお、(2) 流通型近居・同居リノベーションによる事業を行う場合には、性能等向上改修のうち、高齢化対応改修も行うことができます。

ただし、次に掲げる工事は、補助対象工事になりません。

1) 補助金の交付決定の前に着工した工事

2) 門、塀等の外構工事（性能等向上改修工事に係る工事は除く。）

3) 他の補助制度の対象となる工事（工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は除く。）（※3）

※1 リノベーション（様々な居住ニーズに対応した価値の再生のための改修を行うことをいう。）の内、住宅（附属する建築設備を含む。）の性能若しくは機能を向上させるための質の向上に資する改修工事で、別表1（次ページ参照）に掲げる改修工事をいう。

※2 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者をいう。

※3 他の補助制度にて、補助を受けている（又は受ける予定）補助対象工事費に対して、リノベーション推進事業補助金を受け取ることはできませんので、ご注意下さい。

⑤補助金の額

子育て対応改修に要する費用の三分の一（千円未満を切り捨てた額。）で、30万円を上限として交付されます。

なお、(2) 流通型近居・同居リノベーションによる事業を行う場合には、高齢化対応改修に要する費用の三分の一（千円未満を切り捨てた額。）で、20万円を上限として加算されます。

ただし、県の予算の範囲内での交付となります。

⑥その他

予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

別表1に掲げる性能等向上改修工事

(1) 子育て対応改修

ア 居住性向上改修

工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去 等
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース（工事を伴うものに限る）の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修
屋外スロープの設置	新設等
手すりの設置	バルコニー、窓又は階段等に転落防止のための手すりを設置
バリアフリーへの対応	(2) 高齢化対応改修に係る工事

イ 長寿命化改修

工事種別	具体的工事内容
耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの
防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの

ウ 省エネルギー改修

工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの
省エネルギー等設備機器の設置	省エネルギー等設備機器（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽等）の設置

エ 防犯性向上改修

工事種別	具体的工事内容
窓の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付
玄関・勝手口の改良	C P登録（防犯性の高い建物部品）のドアの設置、玄関・勝手口を照らす照明の設置
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め 等

(2) 高齢化対応改修

工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更 等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更 等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への変更 等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床材への変更

2 補助金交付申請から交付までの流れ

補助金の申請から交付までの流れは、次ページのとおりです。

申請、報告の手続きは、窓口（福岡県庁建築都市部住宅計画課 住環境整備係）へ直接持参又は郵送にて、提出をお願いします。代理の方が手続きの提出等を行われる場合は、委任状の提出を併せてお願いします。

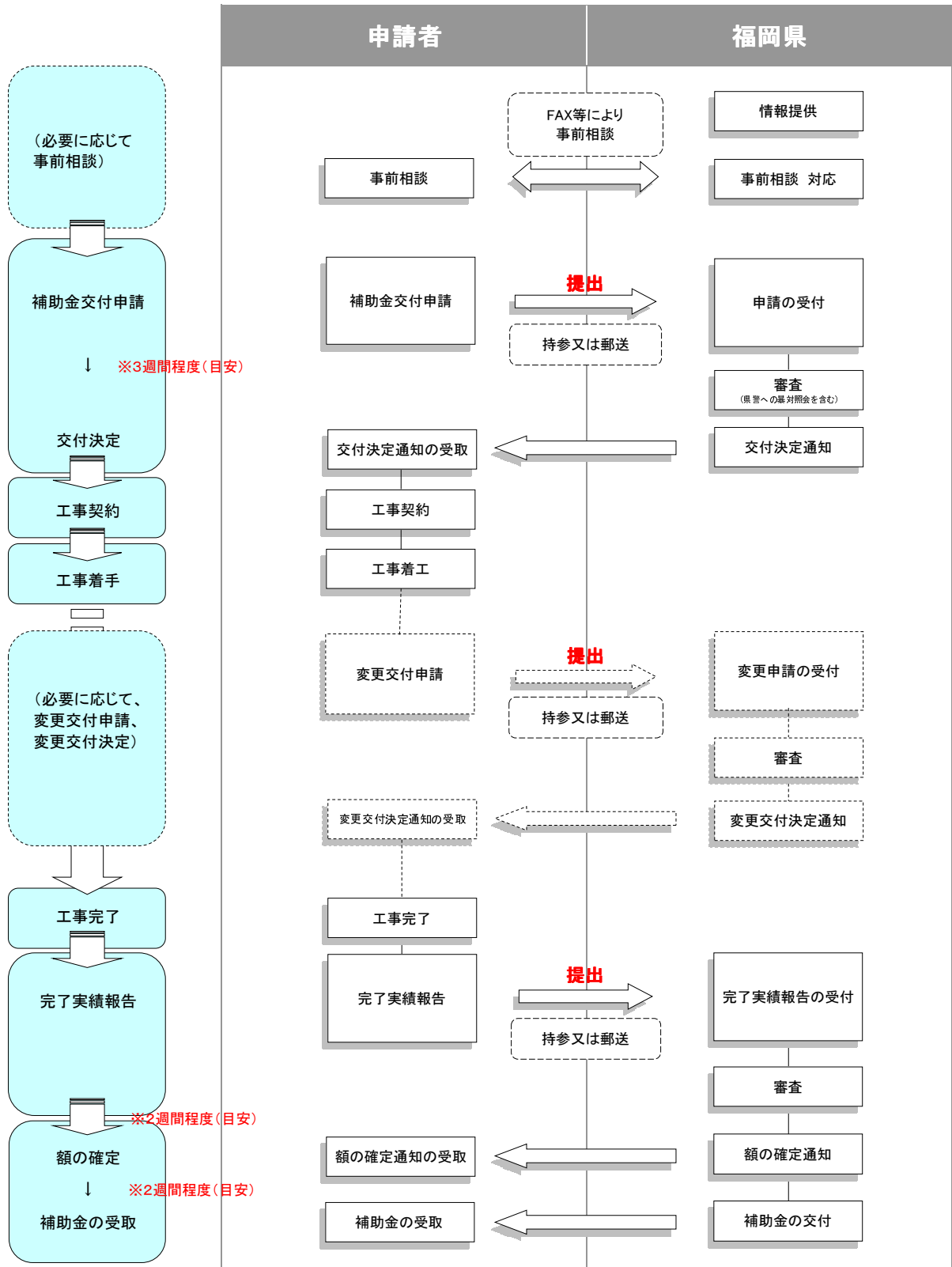
※工事の着工の前に、必ず申請を行い、交付決定の通知を受け取ってから着工を行ってください。交付決定通知の前に、着工した場合、補助金を受け取ることができません。

※完了実績報告は、工事が完了した日から30日以内に行ってください。年度末は、30日以内であっても3月15日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。

※郵送で申請される際は、発送の際、その旨申請窓口へご連絡をお願いいたします。なお、申請窓口より申請者に対して申請書類が到達した旨の連絡は行いませんので、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付してください。

- 申請書類に不備がある場合は、交付申請を受け付けたことにはなりません。
- 必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先（電話番号）がわかるようお願いいたします。

◇補助金交付申請から交付までの流れ(フロー図)



※工事の着工の前に、必ず申請を行い、交付決定の通知を受け取ってから着工を行って下さい。交付決定通知の前に、着工した場合、補助金を受け取ることができません。

※完了実績報告は、工事が完了した日から30日以内に行ってください。年度末は、30日以内であっても3月15日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。

※郵送の場合は、申請者の責任において簡易書留等の受領記録が取れる方法にて送付する等してください。

①補助金交付申請

受付は、福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係です。

必要な書類は、(一財)福岡県建築住宅センター又は県のホームページからダウンロードできます。

1) 交付申請書の提出

工事の契約、着工の前に、交付申請書を窓口へ提出して下さい。

必要な書類は次の通りです。(要綱第7条、別表第2)

申請書類	留意事項
申請書類確認表【様式A-1】	
補助金交付申請書(様式第1号)	
補助内容チェックシート【様式B】 (その1)(その2)	
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
付近見取図	流通型近居・同居リノベーションのうち、近居を行う場合は、親世帯の居住地も確認できるもの
現況写真	診断済み既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真
設計図面	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
建物登記簿謄本等の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの
建物診断結果の確認書【様式C】 (流通型子育てリノベーション又は流通型近居・同居リノベーションに限る)	補助対象工事を行う建物の所有者による自筆、押印したもの
建物診断を受診したことを証する書類の写し (流通型子育てリノベーション又は流通型近居・同居リノベーションに限る)	「住まいの健康診断」報告書のうち資料2(調査物件全景・概要)及び資料3(調査結果表)
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 (注)補助対象工事として、別表1(1)子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、工防犯性向上改修を申請する場合に限る	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料
住民票の写し	若年世帯、子育て世帯全員の住民票の写し (流通型近居・同居リノベーション又は持家型同居リノベーションは、親世帯の住民票の写しを含む)
戸籍謄本等の写し (流通型近居・同居リノベーション又は持家型同居リノベーションに限る)	近居又は同居(予定)者との関係が確認できるもの
債権者登録申出書	
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの
その他知事が必要と認める書類	

※提出された書類は返却しませんので、必ず控えをご準備いただき、大切に保管して下さい。

※「建物診断の結果報告書」は、報告書の表紙、調査物件全景・概要、調査結果表の添付で可

2) 交付決定通知書の送付

申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金交付決定通知書を申請者宛に通知します。

※ 必ず事前に申請を行い、交付決定通知を受け取ってから、契約、着工して下さい。

②変更交付申請

補助金交付決定通知書を受け取った後に、申請内容の変更が生じる場合には、すみやかに補助金変更交付申請書を窓口へ提出して下さい。

必要な書類は次の通りです。(要綱第9条、別表第3)

1) 変更交付申請書の提出

申請書類	留意事項
変更申請書類確認表【様式A-2】	
補助金変更交付申請書(様式第3号)	
補助内容チェックシート【様式B】 (その1)(その2)	
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの
現況写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真(変更に係わる部位に限る。)
設計図面	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 (注) 補助対象工事として、別表1(1)子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、工防犯性向上改修を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料(変更に係わる部位に限る。)
その他知事が必要と認める書類	

※変更申請書の提出がない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。

※変更の内容によっては、変更申請が不要の場合もありますので、まずは窓口へご相談下さい。

2) 変更交付決定通知書の送付

変更申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金変更交付決定通知書を申請者宛に通知します。

③完了実績報告

工事が完了したときは、完了実績報告書を窓口へ提出して下さい。

完了実績報告は、工事が完了した日から30日以内に行って下さい。年度末は、30日以内であっても3月15日までに行って下さい。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受

け取ることができません。

必要な書類は次の通りです。（要綱第10条、別表第4）

1)完了実績報告書の提出

申請書類	留意事項
実績報告書類確認表【様式A-3】	
完了実績報告書（様式第5号）	
工事請負契約書又は請書の写し	
工事に要した費用に係る領収書の写し	
工事証明書【様式D】	工事を請け負った県内事業者が、工事を行った証明をするもの
補助内容チェックシート【様式B】 （その1）（その2）	
工事写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真
設計図面	補助対象工事を行った部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表及び使用材料・設備機器等の性能・機能を証明する資料 （注）補助対象工事として、別表1（1）子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、工防犯性向上改修を実施した場合に限る。	使用材料や設備機器等が別表1に掲げる性能・機能を備えることを証明する資料（メーカー、製品名、記号・型番等が確認できるもの）
その他知事が必要と認める書類	

④補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書を申請者宛に通知します。

⑤補助金の交付

補助金の額の確定をした後、県から申請者へ、指定された申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

⑥その他

※取消しが生じた場合や予定期日までに工事が終わらない場合は、すみやかに窓口までご相談下さい。
※補助事業に関する書類（申請書類の控えや県からの通知書等）は、工事完了後、5年間大切に保管して下さい。

3 申請書類等の確認表・チェックシート

①申請書類確認表(様式A-1)

【様式A-1】

福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

申請書類確認表

申請者氏名：(署名)

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
申請書類確認表【様式A-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助金交付申請書(様式第1号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助内容チェックシート【様式B】(その1)(その2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
付近見取図	流通型近居・同居リノベーションのうち、近居を行う場合は、親世帯の居住地も確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現況写真	診断済み既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計図面	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建物登記簿謄本等の写し	補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建物診断結果の確認書【様式C】 (流通型子育てリノベーション又は流通型近居・同居リノベーションに限る)	補助対象工事を行う建物の所有者による自筆、押印したもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建物診断を受診したことを証する書類の写し (流通型子育てリノベーション又は流通型近居・同居リノベーションに限る)	「住まいの健康診断」報告書のうち資料2(調査物件全景・概要)及び資料3(調査結果表)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 (注)補助対象工事として、別表1(1)子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、エ防犯性向上改修を申請する場合に限る	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民票の写し	若年世帯、子育て世帯全員の住民票の写し (流通型近居・同居リノベーション又は持家型同居リノベーションは、親世帯の住民票の写しを含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
戸籍謄本等の写し (流通型近居・同居リノベーション又は持家型同居リノベーションに限る)	近居又は同居(予定)者との関係が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
債権者登録申出書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通帳の写し	債権者登録申出書に記載された金融機関名、口座名義人、支店名、口座番号が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②変更申請書類確認表(様式A-2)

【様式A-2】

福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

変更申請書類確認表

申請者氏名: (署名) _____

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
変更申請書類確認表【様式A-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助金変更交付申請書(様式第3号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助内容チェックシート【様式B】(その1)(その2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事見積書、工事請負契約書又は請書(内訳明細が付いたもの)の写し	変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現況写真	補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真(変更に係わる部位に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計図面	変更後の補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表 (注)補助対象工事として、別表1(1)子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、エ防犯性向上改修を申請する場合に限る。	使用材料や設備機器等の工事前後の性能・機能を比較し、工事後に性能・機能が向上することを示す資料(変更に係わる部位に限る。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③実績報告書類確認表(様式A-3)

【様式A-3】

福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

実績報告書類確認表

申請者氏名: (署名) _____

申請書類	留意事項	確認欄	
		申請者	受付
実績報告書類確認表【様式A-3】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
完了実績報告書(様式第5号)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事請負契約書又は請書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事に要した費用に係る領収書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事証明書【様式D】	工事を請け負った県内事業者が、工事を行った証明をするもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助内容チェックシート【様式B】(その1)(その2)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事写真	補助対象工事を行う部分毎の工事完了時(工事完了後に隠蔽される部分は工事中)の写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計図面	補助対象工事を行った部分とその内容がわかるように示した配置図、平面図、立面図等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事前後の使用材料・設備機器等の性能・機能を比較した表及び使用材料・設備機器等の性能・機能を証明する資料 (注)補助対象工事として、別表1(1)子育て対応改修のうち、イ長寿命化改修、ウ省エネルギー改修、エ防犯性向上改修を実施した場合に限る。	使用材料や設備機器等が別表1に掲げる性能・機能を備えることを証明する資料(メーカー、製品名、記号・型番等が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④補助内容チェックシート(様式B(その1))

【様式B】(その1)(1/2)

補助内容チェックシート

申請者	住所	〒		
	(フリガナ)			
	氏名			
	電話番号			
補助対象住宅	所有者			
	所在地			
	構造・階数・建て方	構造: <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造	階数: 階建	建て方: <input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
	(共同住宅の場合)	共同住宅の名称・棟番号:	部屋番号:	
施工業者	業者名			
	住所			
	電話番号			
	<input type="checkbox"/> 県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者である。			
補助区分 (要綱第3条関係)	<input type="checkbox"/> 流通型子育てリノベーション <input type="checkbox"/> 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 <input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、申請者が居住するために、売買により購入したものである。 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、「住まいの健康診断」を受けた既存住宅である。 <input type="checkbox"/> 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 <input type="checkbox"/> 流通型近居・同居リノベーション <input type="checkbox"/> 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 <input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 若年世帯の親世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯の親世帯 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、若年世帯又は子育て世帯が居住するために、売買により購入したものである。 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、「住まいの健康診断」を受けた既存住宅である。 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、親世帯に対して次のいずれかである。 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居(<input type="checkbox"/> 同一市町村内 <input type="checkbox"/> 15km以内) <input type="checkbox"/> 親世帯と同居(同居予定時期 年 月) <input type="checkbox"/> 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 <input type="checkbox"/> 持家型同居リノベーション <input type="checkbox"/> 申請者は、次のいずれかの世帯主である。 <input type="checkbox"/> 若年世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 若年世帯の親世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯の親世帯 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、親世帯が所有する既存住宅で、子世帯と同居するための住宅である。 <input type="checkbox"/> 補助対象工事を実施するのは申請者本人である。 (同居予定時期 年 月)			

補助対象者 (要綱第3条関係)	<input type="checkbox"/> 次の各号には該当しない。 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者 ※内容確認のために福岡県警本部に照会を行います。	
補助対象住宅 (要綱第4条関係)	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、以下のいずれかである。 <input type="checkbox"/> イ 既に人の居住の用に供した住宅 <input type="checkbox"/> ロ 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅(建設年月: 年 月) <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、県が認める住宅支援策を実施する市町村に存する。 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅は、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない。 ※補助対象住宅は、工事完了時に耐震性を有し、さらに同居を行う場合には床面積100㎡以上である必要があります。	
補助対象工事 (要綱第5条関係)	<input type="checkbox"/> 県内事業者と工事の請負契約を締結して行われるものである。 ※県内事業者とは、県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店を有する法人事業者です。 <input type="checkbox"/> 補助対象工事に要する費用が30万円以上である。 ※次に掲げる工事は、補助対象工事になりません 一 補助金の交付決定の前に着工した工事 二 門、塀等の外構工事(性能等向上改修工事に係る工事は除く。) 三 他の補助制度の対象となる工事(工事部分及び費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は除く。) <input type="checkbox"/> 性能等向上改修工事のうち、(1)子育て対応改修である。 <input type="checkbox"/> 流通型近居・同居リノベーションの場合、(2)高齢化対応改修を含む。	
補助金の交付申請額算出		見積金額(税込み)
(1)子育て対応改修		
工事費	ア. 工事費合計金額	ア 円
	イ. 補助対象外工事費 (補助の対象とならない工事費) (他の補助制度で実施する対象工事費)	イ-1 円 イ-2 円
	ウ. 補助対象工事費[工事費30万円以上]	ア-イ=ウ 円
小計	ウの補助対象工事費金額の3分の1の額 (千円未満を切り捨てた額。)	※限度額30万円 (Ⅰ) 円
(2)高齢化対応改修		
工事費	ア. 工事費合計金額	ア 円
	イ. 補助対象外工事費 (補助の対象とならない工事費) (他の補助制度で実施する対象工事費)	イ-1 円 イ-2 円
	ウ. 補助対象工事費	ア-イ=ウ 円
小計	ウの補助対象工事費金額の3分の1の額 (千円未満を切り捨てた額。)	※限度額20万円 (Ⅱ) 円
補助金の 交付申請額	(Ⅰ)+(Ⅱ)	円

⑤補助内容チェックシート(様式B(その2))

【様式B】(その2)(1/5)

補助内容チェックシート (補助対象工事チェックシート) (申請・完了)

他の補助制度の名称 (※他の補助制度を 活用する場合に記載)	A	
	B	
	C	

(1)子育て対応改修

ア 居住性向上改修

(単位:円)

各補助制度で
実施する工事に
チェック

工事種別		対象工事費(税込み)				他補助の工事		
						A	B	C
広さ、間取りの変更	間仕切り壁の撤去							
	その他※							
増築								
収納スペースの設置								
三点給湯への対応								
駐車場の設置	新設							
	増設							
	改修							
スロープの設置	新設							
	その他※							
手すりの設置	バルコニー							
	窓							
	階段							
	その他※							
バリアフリーへの対応								
手すりの設置	浴室							
	脱衣室							
	トイレ							
	玄関							
	廊下							
	階段							
	その他※							
段差の解消	浴室							
	脱衣室							
	トイレ							
	玄関							
	廊下							
	階段							
廊下等の幅の拡幅	廊下							
	出入口							
階段勾配の緩和								
浴室の改良	浴室の床面積増加							
	またぎの低い浴槽に交換							
	その他※							

※「その他」の工事を実施する場合は、様式3枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)					他補助の工事		
バリアフリーへの対応							A	B	C
トイレの改良	トイレの床面積増加								
	便座を和式から洋式に交換								
	その他※								
出入口の戸の改良	開戸を引戸・折戸に交換								
	ドアノブをレバーハンドル等に交換								
	その他※								
床材料の改良	浴室								
	脱衣室								
	トイレ								
	玄関								
	廊下								
	階段								
	その他※								

イ 長寿命化改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)					他補助の工事		
耐久性向上改修							A	B	C
耐久性向上改修	屋根								
	外壁								
	設備配管								
	その他※								
防水性向上改修	屋根								
	外壁								
	浴室								
	その他※								

ウ 省エネルギー改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)					他補助の工事		
断熱改修							A	B	C
断熱改修	窓								
	外壁								
	屋根・天井								
	床								
遮熱改修	窓								
	外壁								
	屋根								
省エネルギー等設備機器の設置	太陽熱利用システム								
	節水型トイレ								
	高断熱浴槽								
	その他※								

※「その他」の工事を実施する場合は、様式3枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

エ 防犯性向上改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)	他補助の工事		
			A	B	C
窓の改良	CP登録のガラスの設置				
	四方枠付き面格子の設置				
	補助鍵の設置				
	窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付				
玄関・勝手口の改良	CP登録のドアの設置				
	玄関・勝手口を照らす照明の設置				
住宅まわりの改良	門扉の設置				
	防犯カメラの設置				
	センサーライトの設置				
	録画機能付きテレビドアホンの設置				
	玉砂利の敷き詰め				
	その他※				

※「その他」の工事を実施する場合は、様式3枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

■補助対象工事費の算出(子育て対応改修)

(単位:円)

① 対象工事費合計額					
② ①の内、他の補助制度で実施する対象工事費					
③ 補助対象工事費(①-②)					

○その他工事(子育て対応改修)

その他工事を実施する場合、その具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

(2)高齢化対応改修

(単位:円)

工事種別		対象工事費(税込み)	他補助の工事		
			A	B	C
手すりの設置	浴室				
	脱衣室				
	トイレ				
	玄関				
	廊下				
	階段				
	その他※				
段差の解消	浴室				
	脱衣室				
	トイレ				
	玄関				
	廊下				
	階段				
	その他※				
廊下等の幅の拡幅	廊下				
	出入口				
階段勾配の緩和					
浴室の改良	浴室の床面積増加				
	またぎの低い浴槽に交換				
	その他※				
トイレの改良	トイレの床面積増加				
	便座を和式から洋式に交換				
	その他※				
出入口の戸の改良	開戸を引戸・折戸に交換				
	ドアノブをレバーハンドル等に交換				
	その他※				
床材料の改良	浴室				
	脱衣室				
	トイレ				
	玄関				
	廊下				
	階段				
	その他※				

※「その他」の工事を実施する場合は、様式5枚目の「その他工事」欄に具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

■補助対象工事費の算出(高齢化対応改修)

(単位:円)

① 対象工事費合計額									
② ①の内、他の補助制度で実施する対象工事費									
③ 補助対象工事費(①-②)									

○その他工事(高齢化対応改修)

その他工事を実施する場合、その具体的な工事内容を記述すること(別紙可)。

4 他の支援制度

リフォームに関連する補助制度をご紹介します。

最新の支援制度の状況、要件等については、各窓口へご確認ください。

※他の補助制度にて、補助を受けている（又は受ける予定）補助対象工事費に対して、リノベーション推進事業補助金を受け取ることはできませんので、ご注意ください。

■福岡県

①福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金制度

福岡県では、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する助成事業を実施する市町村を通じて、助成を行います。制度の有無、助成の条件、金額等は市町村によって異なりますので、お住まいの各市町村にご確認ください。

※実施期間：2011年度～2020年度

②住まいの安心リフォームアドバイザー派遣

1)福岡県バリアフリーアドバイザー派遣制度

バリアフリー改修工事を検討されている方に対し、アドバイザー（建築士、及び、作業療法士又は理学療法士）が身体状況にあわせた住宅改造についての適切なアドバイスを行います。

ご希望があれば、どちらか一人での派遣も可能です。

費用負担は無料ですが、受付件数の制限があります。

2)福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

原則として昭和56年以前に福岡県内に建築された2階建て以下の木造戸建て住宅が対象で、アドバイザーが、住宅の築年や基礎の状況、壁の位置・量、屋根の仕様等を目視で調査し、地震に対する安全性について診断を行います。

床下・小屋裏に侵入して調査する一般診断（利用者負担 6,000 円）と、床下・小屋裏には侵入せずに調査する簡易診断（利用者負担 3,000 円）から選択することができます。

■その他の情報

◇ 住宅リフォーム推進協議会HP

○地方公共団体における住宅リフォームに関する支援制度検索サイト

<http://www.j-reform.com/reform-support/>

◇ 住まいづくりの手引き(冊子)

(発行：福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・(一財)福岡県建築住宅センター)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumaitebiki.html>

5 住宅リフォームの減税制度

住宅リフォーム工事を行うと、要件を満たす場合は税の優遇を受けることができます。優遇を受けることができる税の種類は、次の通りです。

概要については、次のホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。

◇ 国土交通省

○各税制の概要

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

◇ 住宅リフォーム推進協議会

○リフォームの減税制度

<http://www.j-reform.com/zeisei/index.html>

◇ 詳しくは、各税目の担当機関窓口へお問い合わせ下さい。

	税目	担当機関
住宅ローン減税	所得税	税務署
①耐震改修	所得税【投資型】	税務署
	所得税【ローン型】	税務署
	固定資産税	市町村
②省エネ改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
③バリアフリー改修	所得税【ローン型】	税務署
	所得税【投資型】	税務署
	固定資産税	市町村
①～③以外の増改築工事	所得税【ローン型】	税務署
贈与税の非課税措置	贈与税	税務署

6 問い合わせ窓口

■「リノベーション推進事業」に関する【ご相談】【お問い合わせ】【受付窓口】

福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (県庁7階)

TEL 092-643-3734

FAX 092-643-3737

(参考)

■「住まいの健康診断」に関する【ご相談】【お問い合わせ】【受付窓口】

(一般財団法人)福岡県建築住宅センター

住所：〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1

アクロス福岡(東オフィス3階)

TEL 092-781-5169

FAX 092-715-5230

受付時間：9:00~17:00(土・日・年末年始を除く)